

岐阜県公報

号外(二) 令和三年三月二十九日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部三十二の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改め、同項第一号中「第十二条第一項から第三項までの規定により」を「第十三条の規定による」に改め、同項第二号中「第十三条の規定により」を「第十四条の規定による」に改め、同項第三号中「第二十一条第一項から第三項までの規定により」を「第二十四条の規定による」に改め、同項第四号中「第二十三条の規定により」を「第二十五条の規定による」に改め、同項第五号中「第三十六条」を「第四十三条」に改め、「こと」の下に「地球温暖化対策を行う場合に限る。」を加え、同表流域浄水事務所長の部八の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改め、同項第一号中「第十二条の規定により」を「第十三条の規定による」に改め、同項第二号中「第十三条の規定による」を「第十四条の規定による」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則

規則

(環境管理課)

二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

三

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和三年三月二十九日

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十八の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改める。

別表第二流域浄水事務所の表十五の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中

「第十二条の」を「第十三条の規定による」に改め、同欄第二号中「第十三条の」を「第十四条の規定による」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年三月二十九日から施行する。

令和三年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社